

達第7号

浪速区役所課長等専決規程（平成24年達第31号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月27日

大阪市長 横山英幸

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 保健福祉課長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>[(1)~(7) 略]</p> <p>(8) 次に掲げる事務に関すること</p> <p>ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）<u>第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による調整及び要請並びに同法第33条の4第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取に関するものを除く。）及び同規則第2条第2項第3号に掲げる事務（同法第56条第2項の規定により徴収すべき費用の額の決定（同法第21条の6の規定による措置に要する費用、同法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設（同法第42条に規定する障害児入所施設をいう。以下同じ。）への入所</u></p>	<p>(保健福祉課長等専決事項)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[(1)~(7) 同左]</p> <p>(8) [同左]</p> <p>ア 大阪市児童福祉法施行細則（昭和31年大阪市規則第64号）<u>第2条第2項の事務（次項第3号に掲げる事務を除く。）</u></p>

の措置（同法第31条第5項の規定により当該措置とみなされるものを含む。）
を採った場合における障害児入所施設
への入所及び入所後に要する費用並び
に同法第27条第2項の規定による措置
（同法第31条第5項の規定により当該
措置とみなされるものを含む。）を採っ
た場合における委託及び委託後の治療
等に要する費用に係るものに限る。）に
関するものに限る。）

[イ～オ 略]

[(9)～(11) 略]

(12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項に規定する事業に関すること

[(13)・(14) 略]

2 保健子育て支援担当課長の専決事項は、次のとおりとする。

[(1)・(2) 略]

(3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項の事務（前項第8号アに掲げる事務を除く。）

[イ～オ 同左]

[(9)～(11) 同左]

(12) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第1項並びに第7条第1項及び第2項各号に規定する事業に関すること

[(13)・(14) 同左]

2 [同左]

[(1)・(2) 同左]

(3) 大阪市児童福祉法施行細則第2条第2項第1号に掲げる事務（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項の規定による助産の実施、同法第23条第1項本文及び第31条第1項の規定による母子保護の実施、同法第24条第1項の規定による保育の実施、同条第3項の規定による調整及び要請並びに同法第33条の4第1号（同法第21条の6の措置に係る部分に限る。）、第2号及び第3号の規定による措置の解除の理由の説明及び意見の聴取

[(4)~(8) 略]	<u>に関することに限る。)</u> に関すること [(4)~(8) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

(浪速区役所総務課)